

第1章 都市計画道路の見直しの背景

1. 見直しの背景

1) 背景

鎌倉市においては、都市の骨格を形成する交通ネットワークとして、これまで都市計画道路を決定し整備を進めています。現在でも大船立体事業（小袋谷跨線橋架け替え工事、県施工）などを進めており、今後も、都市活力の維持や良好な市街地形成を図るためには、整備を進めていく必要があると考えています。

一方で、近年、少子、高齢化や環境問題、厳しい財政状況など都市をめぐる状況は変化しており、都市計画道路についても求められる機能や役割に変化が生じつつある路線も存在することが考えられます。また、都市計画道路の区域内は、都市計画法により建築が制限されることから、都市計画決定以降、長期未着手の路線や区間では地権者の方々の土地利用を長期にわたり制限するという課題も抱えています。

こうした背景を踏まえ、鎌倉市では平成19年6月に「鎌倉市都市計画道路の見直しの基本的な考え方」（以下「基本的な考え方」という）を策定し、現状での都市計画道路計画に関して個別路線毎の検証作業を進めてきました。

2) 段階的な見直し作業

今回の見直し作業は、都市計画決定後、長期未着手による長期間にわたる建築制限に対して、廃止や存続などの判断を早期に実施する必要があることから、既に都市計画決定されている路線の必要性等について「基本的な考え方」に基づき整理することを主な作業としています。

今後の鎌倉市の都市計画道路のあり方等の見直しについては、今回の見直し作業だけに留まらず、今後の都市を取り巻く状況の変化や目指すべき将来都市像を踏まえた確に行っていく方針です。

また、将来を見据えた快適な歩行者・自転車ネットワークの整備などの道路環境の抜本的な改善などについては、都市計画の総合的な観点から体系的に位置付ける必要があるため、鎌倉市都市マスタープランや鎌倉市交通マスタープランの改訂において重点的に施策の検討を行い、対応を図る必要があると考えています。

これは、鎌倉市都市マスタープランの評価・検証作業（白書2011平成23年3月）で示された「進展が順調でなかった分野については、従来からの課題に加え、時代状況の変化に伴う新たな課題への取組が必要である。」との方向性に基づき、鎌倉市都市マスタープラン等の見直しの中で、将来を見据えるとともに関連計画との整合を図りつつ行う予定としています。

2. 神奈川県における都市計画道路の見直しの動向

県内32市町（都市計画区域外の清川村を除く全市町）のうち、幹線街路がない3町（松田町、山北町及び真鶴町）を除く29市町が都市計画道路の見直しを行うこととなっており、平成18年度末までに全市町が見直しに着手しています。

この29市町のうち、対象路線をチェックした結果、見直しすべき路線がないとする5町（大磯町、大井町、中井町、箱根町及び湯河原町）を除く24市町が、具体的な見直し作業を行っています。

なお、10市町（横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、三浦市、綾瀬市及び寒川町）については既に存続・廃止等の分類作業を終え、1回目の見直し結果を公表し、5市で廃止やルート変更などの都市計画変更の手続きを行っています（平成24年4月1日現在）。

3. 鎌倉市の見直しの状況

現在、市では、「都市計画道路の見直し方針 【中間報告 その1】」を作成しており、今後、鎌倉市意見公募手続条例に基づく意見公募の実施により、広く市民等の意見を聴取し、この意見を「都市計画道路の見直し方針」の確定作業に反映させます。また、鎌倉市都市計画審議会から、専門的知識並びに公平性・客観性を確保するとともに助言・意見を受け、「見直し方針」の確定に向け作業を実施していく予定です。

4. 今回の見直しの方針の着目点

* 建築制限の長期化への対応

長期未着手の路線など事業実施の見込みの立っていない路線において、長期にわたる建築制限により、土地を有効に活用できない等の問題に対する権利者への配慮を優先し、廃止可能路線や建築制限の緩和を検討する。

* 鎌倉市独自の地域特性への配慮

都市計画道路の必要性の検証項目に、歴史的風土、緑地保全及び景観といった地域特性への配慮を盛り込み、また、現在進行している世界文化遺産登録に向けた構成資産への影響も検討する。

* 防災対応について

東日本大震災の教訓を踏まえ、緊急避難路、緊急輸送経路など防災機能の確保充実に必要と判断される路線については、他の検証項目によらず存続も視野に入れ検討する。

* 将来の人口減少を見据えた交通需要予測

現在、交通機能が十分でなく、交通混雑が生じている区間については、当面交通需要管理などによるソフト的な手法で対応を検討していくことになるが、将来の人口減少に伴い交通量の負荷は軽減されていくと予想されるため、これを前提として平成42年時点为目标年次とする道路交通センサスデータを基に推計を行う。

* 必要最小限度の都市計画変更等

今回の見直しは、平成19年に策定した「見直しの考え方」に基づき、主に長期化している未着手路線などの廃止等を視野にいたった必要性の検証を行うものであり、道路の線形や幅員の変更など都市計画の変更等については、区画街路等の廃止対象路線に関わる手続や隣接市との不整合箇所の是正変更などに留めるものとする。

道路の技術的指針である道路構造令の変遷による道路幅員等の見直しは、新たな建築制限が伴うことから、事業実施の見通しが不明な中では都市計画変更は困難であると考えられること、並びに道路構造令自体も地方分権の一環として、今後、各自治体で地域の実情に応じて条例化する予定となっている状況を考慮した。

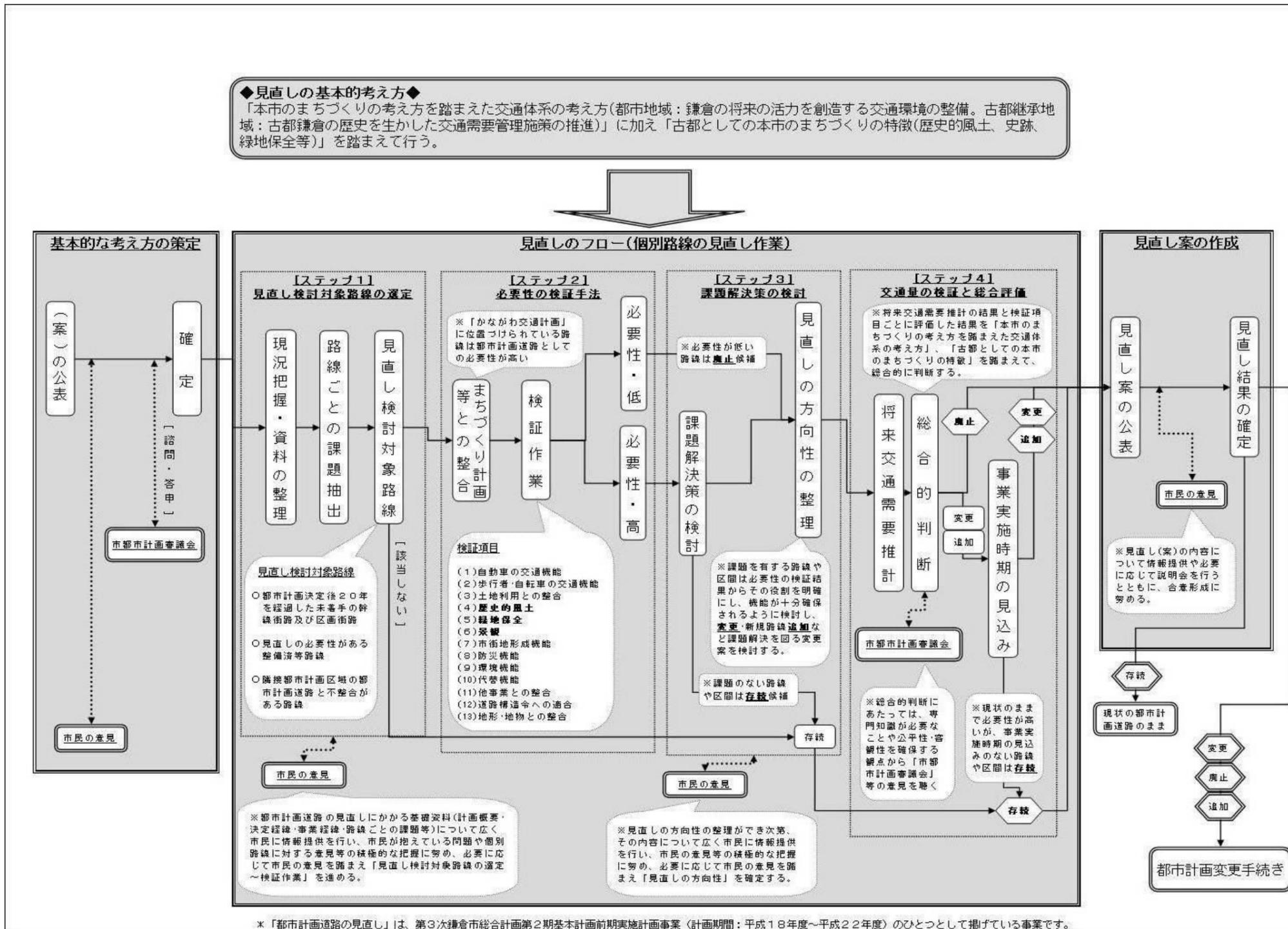
* 見直し後の検証

見直しの考え方では、「都市計画道路網については、長期的な視点に立って計画すべきであるが、社会状況の変化等を考慮し、一定期間（概ね10年程度）ごとに都市計画道路の検証を行っていく。」としている。

次回見直しに向け社会経済状況等による都市構造の変化に対応したネットワークの検討、効果的かつ効率的な整備の推進のための道路の整備プログラムの策定などと並行して見直しを継続していく。

5. 見直しの進め方

平成19年6月に策定した「鎌倉市都市計画道路の見直しの基本的な考え方(p15)」に基づき、見直し作業を進めます。



出典：「鎌倉市都市計画道路の見直しの基本的な考え方(p15)」